

様式 1

「県営ほ場整備事業（担い手育成型）」に係る
環 境 配 慮 検 討 書

くらぶがわえんがん
(倉部川沿岸地区)

平成 11 年 1 月

三重県農林水産商工部

1 事業計画の名称・目的及び内容

(1) 名称	県営ほ場整備事業（担い手育成型）倉部川沿岸地区	
(2) 目的	<p>本地区のほ場の現状は、無秩序に存在する道水路により農地は不整形かつ狭小である。これに加え、農道の幅員不足による大型機械の進入阻害、水路が狭小かつ用排兼用であり機能障害による用水不足、乾田化阻害、排水の停滞による環境悪化が生じている。</p> <p>さらに、後継者不足・米の生産調整・兼業化が拍車をかけ、農業離れが進みつつあり、谷地田部分においては、耕作放棄地の増大など将来の地域農業に危機感を感じている状況である。</p> <p>しかし、今回県営ほ場整備事業（担い手育成型）で事業を実施する事により、地域農業はもとより、新政策（農業経営基盤強化促進法）が推進している農業を守る事にもつながる。</p> <p>地区外の整備済地域についても、地区周辺には平坦地域が多く、本地区が1haの大区画ほ場で生産組織の担い手が、地域の農業を守る体制を確立する事により、地区外生産者へ将来の農業経営のあり方を示す影響は大きく、今後畦畔除去を中心の低コストによる大区画化・地域の核となる担い手作りなどの波及効果はおおきいものと考えられる。</p>	
(3) 事業主体	三重県 農林水産商工部 農業基盤整備課	
(4) 計画内容	① 計画地区の位置（位置図を添付する）・面積等	阿山郡伊賀町倉部・野村地内 (別図1のとおり) 受益面積 46.4ha
	② 建物・施設等の概要（用途・規模・面積・配置）（配置図を添付する事）等	用水路 L=11.7km ベンチフリューム250～550型 有孔フリューム400～500型 排水路 L=6.6km 有孔フリューム400～600型 組立柵渠A型 600×1,200～1,500 機械格納庫 敷地面積 0.2ha
	③ 土地利用計画	現況未整備農地A=52.8haの農地を、大型機械の導入に合わせ、100m×100m(1ha)区画及び、100m×30m区画を標準として整地を行う。これに合わせて、全幅4mの農道、開水路による用水路、排水路を設置する。さらに、生活環境整備事業として、集落接隣部に集落道路を設置する。非農用地としては、公園、機械格納庫、集落道路、異種目換地用地を創設する。
	④ 用水の使用計画	倉部川の各井堰及び地区に関する溜池より取水を行う。
	⑤ エネルギーの使用計画	
	⑥ 雨水の排水計画	道路側溝雨水は公共排水路を経由し倉部川へ自然排水を行う。
	⑦ 汚水の排水計画	
	⑧ 工期	着工の予定時期
完工及び供用開始の予定時期		着工より5ヶ年で完成予定
(5) 関連事業計画	該当なし	
(6) その他	該当なし	

2 事業計画地及びその周辺の概況

(1) 環境の現況

① 気 象	<p>計画地最寄りの上野測候観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a. 気 温： 年平均気温：13.6℃ b. 降 水 量： 年平均1,415mm c. 最多風向： 西 風 d. 風 速： 最大風速24.2m</p>
② 水 象	<p>計画地区周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 河川分布：1級河川淀川水系柘植川支線倉部川 b. 河川流量： 170m³/s c. 河川水位： 2.2m</p>
③ 大 気 質 等	<p>a. 大 気 質：事業による大気質等への影響なし。騒音等の現状は下記のとおり。 b. 騒 音：騒音発生源がないことから、静穏な環境にあり、環境基準を満たしていると思われる。 c. 振 動：振動発生源がないことから、問題がないと思われる。</p>
④ 自 然 環 境	<p>a. 地形・地質</p> <p>(a)地 形：標高150m前後の傾斜地である。 (b)特筆すべき地形：計画地及びその周辺には分布していない。 (c)地 質：計画地区の地質は、母材を非固結水成岩からなる粘土層地質である。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(a)植 物 の 概 要：地域一体は、水田及び畑地の雑草群落で占められている。 (b)貴重な植物個体：計画地周辺において貴重な植物個体は分布していない。 (c)貴重な植物群落：計画地周辺において貴重な植物群落は分布していない。</p> <p>c. 動 物</p> <p>(a)動物層の概要：地区内に位置する倉部川には魚類が生息している。 (b)貴重な動物：計画地及びその周辺には生息していない。</p> <p>d. 自然景観</p> <p>(a)自然景観の概要：全体的な景観は、田園や丘陵地を中心とした自然的要素が大きい景観である。 (b)貴重な自然景観：貴重な自然景観は見られない。</p> <p>e. 史跡・名勝・天然記念物等</p> <p>(a)史跡・名勝・天然記念物：計画地及びその近傍には、指定されているものはない。 (b)埋蔵文化財包蔵地：計画地及びその近傍には、指定されているものはない。</p> <p>f. 野外レクリエーション他</p> <p>計画地及びその近傍には、ハイキングコース、登山道、探鳥コース等の野外レクリエーション施設はない。</p>

(2) 社会的条件の現況

<p>① 交通の状況</p>	<p>a. 計画地周辺の主要道路網及び公共交通機関は、JR関西本線主要地方道、伊賀信楽線国道25号線、名阪国道がある。</p> <p>b. 主要道路の交通状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名阪国道は名古屋・大阪間を結ぶ主要道路で日交通量は53,000台程あり、朝夕の時間帯及び道路工事に伴う混雑以外は交通網はスムーズである。 ・国道25号線も上記名阪の混雑に伴う迂回道路としての混雑時以外特に支障がない
<p>② 土地利用の現況</p>	<p>計画地区の現況土地利用は、殆どが水田で、一部畑がある。</p>
<p>③ 水域利用の現況</p>	<p>倉部川水域に展開する農地であり、今回、改修を予定している水路は用排兼用の土水路である。</p>
<p>④ 生活関連施設の現況</p>	<p>a. 上・下水道の整備状況；上水道は、町内一円は完備されているが、下水道の整備については、単独特環下水道及び農業集落排水事業で整備を進めている</p> <p>b. 廃棄物処理施設の整備状況；一般廃棄物については、上野市他4ヶ町村の環境衛生組合、建設廃棄物については、町内のリサイクル施設及び処理場で処理をしている。</p> <p>c. 学校・医療施設等の立地状況；計画地区周辺に柘植小学校、柘植中学校がある。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

<p>① 自然環境保全地域等の指定状況</p>	<p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 自然環境保全地域（地区）；指定された地域はない。 b. 自然公園地域（地区）；指定された地域はない。 c. 鳥獣保護区；指定された地域はない。
<p>② 土地利用の規制現況</p>	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 都市計画法；指定されている地域はない。 b. 農業地域振興法；農業振興地域、農用地区域に指定されている。 c. 森林法；指定されている地域はない。

3 事業計画地の選定事由

本地区の現状は、倉部川（一級河川）沿いに展開する、平坦地域と谷地田地域である。関係集落周辺の耕地は既に面的整備がなされ農業機械の大型化、営農労力の省力化が進んでいる。

また、道路網については、主要地方道伊賀信楽線が地区内を縦貫しこれが名阪国道と結ばれ京阪市場へのアクセスについては良好である。計画地区のほ場は、無秩序に存在する道水路により農地は不整形かつ狭小である。これに加え、農道の幅員不足による大型機械の進入阻害、水路も狭小かつ用排兼用であり機能障害による用水不足、乾田化阻害、排水の停滞による環境悪化が生じている。

さらに、後継者不足・米の生産調整・兼業化が拍車をかけ、農業離れが進みつつあり、谷地田部分においては、耕作放棄地の増大など将来の地域農業に危機感を感じている状況である。

しかし、今回県営ほ場整備事業（担い手育成型）を実施する事により、生産性の向上と優良農地の確保を図るものである。

また、地区外の整備済地域についても、地区周辺には平坦地が多く、本地区が100aの大区画ほ場で生産組織の担い手が、地域の農業を守る体制を確立する事により、地区外生産者への将来の農業経営のあり方を示す影響は大きく、今後畦畔除去を中心に低コストによる大区画化・地域の核となる担い手作りなどの波及効果はおおきいものと考えられる。

以上により地区選定をした。

4 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
① エネルギーの有効利用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未使用エネルギーの利用 	省エネルギー型の工事機器を使用するなど、エネルギーの有効利用に努める。
② 資源の有効利用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐材の活用 	道路工の敷砂利等には、再生路盤材の利用を図る。
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置 	特になし
④ 廃棄物の適正処理に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理 	発生するコンクリート・アスファルト残材については、リサイクル施設へ運搬し再利用する。
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護 	<p>工事対策</p> <p>①工事施工にあたっては、降雨時に濁水が流出しないよう濁水防止施設を設置し、濁水防止に努める。</p> <p>②地区周辺には、宅地等があるため、使用する重機等の低騒音低振動、低公害型建設機械を使用する。</p>

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	<p style="text-align: center;">講じようとする環境配慮の内容又は方針</p>
<p>① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a 野生生物の生育・生育環境に配慮した工事行程・工法等の採用</p> <p>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林縁の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<p>貴重な野生生物は生息していないが、計画区域内では必要最小限のコンクリート構造物を計画し、道路、水路の法面は植物が生育できるように土造工法を採用する。</p>
<p>② 地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあつては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあつては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあつては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域にあつては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<p>掘削で生じる残土が発生した場合は、出来る限り他公共事業等で利用するように努める。</p>

(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	<p style="text-align: center;">講じようとする環境配慮の内容又は方針</p>
<p>① 現存する植生の保全と活用に努めること</p>	<p>該当なし</p>
<p>② 緑化に努めること</p> <p>a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置</p>	<p>該当なし</p>
<p>③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること</p> <p>a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 親水空間等の整備・創出に努めること</p> <p>a 自然に配慮した身近な水辺の親水区間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出</p>	<p>該当なし</p>
<p>⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること</p> <p>a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</p>	<p>工事中に埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。</p>
<p>⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること</p>	<p>該当なし</p>

(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

事業計画に対して、次の配慮を行う

- (1) 工事実施においては、降雨時に濁水を下流河川等に流さないよう留意する。
- (2) 工事実施において、希少な動植物が発見されたときは、移動させ保護するよう努める。
- (3) 工事実施において、埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を出来る限り低減させるものである。